

## 新宿区が発注する契約に係る労働環境の確認に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新宿区調達のあり方について(指針)に基づき、新宿区(以下「区」という。)が発注する契約に係る適正な履行の確保及び労働環境の整備に配慮した調達の推進を図るため、新宿区契約事務規則(昭和39年新宿区規則第15号。以下「規則」という。)第45条の2に規定する労働環境の確認について必要な事項を定めるものとする。

### (労働環境の確認を行う契約)

第2条 規則第45条の2の区長が別に定める契約は、次に掲げるものとする。ただし、総務部契約管財課長(以下「契約管財課長」という。)が、契約の内容、相手方等により労働環境の確認を行う必要がないと認めるときは、この限りでない。

予定価格が2,000万円以上の工事請負契約

予定価格が2,000万円以上の委託契約

### (労働環境の確認のための書面)

第3条 規則第45条の2の労働環境の確認のための書面は、労働環境チェックシート(様式)とする。

2 労働環境チェックシートの提出は、契約締結後速やかに行うものとする。

3 区は、労働環境チェックシートの提出があったときは、その内容を確認し、契約書とともに保存するものとする。

### (調査、改善の指示及び報告の聴取並びに指名停止等の措置)

第4条 契約の相手方に対する労働環境の調査並びに改善の指示及び報告の聴取並びに指名停止等の措置については、当該契約の条項による。

2 前項の指名停止等の措置の適用については、新宿区競争入札有資格者指名停止等措置要綱(平成13年10月1日13新総財第550号)に定めるところによる。

### (労働環境の基準)

第5条 この要綱に基づき確認する労働環境は、次項に定めるものを除くほか、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他関係法令を基準とする。

2 この要綱に基づき確認する労働環境のうち最低賃金に係る事項については、次の各号に掲げる契約の区分に応じ当該各号に定める額を参考とし、最低賃金水準額を別途定めるものとする。

工事請負契約 農林水産省及び国土交通省が毎年度決定する公共工事設計労務単価  
(東京都)

委託契約 新宿区職員の給与に関する条例(昭和27年新宿区条例第1号)別表第1  
口 行政職給料表(二)の項の表の適用がある職員の初任給の額

3 前項の規定により最低賃金水準額を定めたときは、これを公表するものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱に施行に関し必要な事項は、契約管財課長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年7月1日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、施行の日以後に新宿区契約事務規則(昭和39年規則第15号)第74条第1項の規定による請求又は第74条の2の規定による依頼が行われた契約について適用する。